

各種運用について

資料2-4

《加算の優先順位のイメージ》

3歳児配置改善加算
4歳以上児配置改善加算
※選択適用も可

休憩休息保育士雇用費
※条例保育士の4人に1人

年休代替保育士雇用費
※各施設1人

主任保育士専任加算
市主任保育士専任加算

チーム保育推進加算
※専任配置の場合は市加配保育士の配置が必要

- ・休憩休息保育士雇用費、年休代替保育士雇用費を取得するには、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算の両加算の取得が必要です。
- ・→休憩休息保育雇用費、年休代替保育士雇用費等の市加算を取得するため、チーム保育推進加算を取得するまでは、暫定的に4歳以上児配置改善を取得してください。
- ・1歳児配置改善加算(仮)との整理については、別途お知らせいたします。